

## 令和3年度 第2回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会

日時：令和3年11月24日

開会 午前10時00分

○スポーツ振興課長補佐 おはようございます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の開催をするに当たり、傍聴者の方はもう入っていただいております。途中でまた入ってこられる方がおられると思いますので、よろしくお願いいたします。

定刻より少し早いですが、ただいまから第2回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会を開催させていただきます。本日は公私とも御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきますスポーツ振興課長補佐の坪水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事前に配付させていただいた資料の確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。資料として資料1、広陵町体育施設の利用状況について。資料2、広陵町体育施設の使用料の原価計算について。最後に参考資料となります。資料の確認をお願いいたします。資料の過不足等はございませんでしょうか。不足がございましたら、事務局までお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。まず、会議に先立ちまして、辰巳委員長から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 引き続き、よろしくお願いいたします。前回、意見いただいたところを資料かなり整理いただいたんじゃないかと、御苦労いただいてありがとうございます。いい形で進行できますことを思いまして、皆様方の協力よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 辰巳委員長、ありがとうございました。

次に、植村教育長が御挨拶申し上げます。

○教育長 皆様、改めましておはようございます。11月の下旬となって紅葉の季節から落葉の季節へと変わり始めまして、いよいよ冬が間近に迫ってきてるような感

じです。今朝もかなり寒くて、気温も確か7度ぐらいでした。本当に10度を割って  
ましたので、本当に寒いなというふうに思いました。それから、急にこないだから寒  
くなってしまって、体調を崩す人もおられるかなというふうに思います。また、新型  
コロナウイルス感染症はようやく収束に向かって、全国的にも感染者が非常に少なくな  
っています。広陵町でも10月の17日以降、感染者が出ていない状況です。ただ  
マスコミの報道ではインフルエンザの流行とともに第6波が来るといふふうに言われ  
ています。そんな中でも感染予防には、これまで同様に3密回避、マスク着用、手洗  
いなどしっかりと対応することで感染が防げるのじゃないかなというふうに思います  
ので、その対応をどうかよろしくをお願いします。

本日は第2回の広陵町体育施設使用料適正化委員会を開催しましたところ、委員の  
皆様には大変御多用の中、委員会に御出席をいただき、本当にありがとうございます。  
また、傍聴に来ていただいている皆さん、本当にありがとうございます。

さて前回の検討委員会では、当委員会の役割・・・案について、そして、広陵町体  
育施設使用料の現状と課題についてを事務局より報告をさせていただきました。その  
際に委員の皆様からは様々な御意見をいただきました。特に体育施設の具体的な使用  
状況や稼働率の問題、また、使用料の減額と免除の問題等々、多くの御指摘をいた  
だきました。今回は、その御指摘をいただいた利用状況についてと体育施設の使用料の  
算定についてを、事務局よりその説明と事務局内で検討した案を提示させていただ  
きたいというふうに思いますので、どうかよろしくをお願いします。委員の皆様には、ど  
うか前回に引き続きまして貴重な御意見をいただくとともに、委員会の進行に御協力  
をいただきたいというふうに思います。特に委員長の辰己先生には委員会の進行につ  
きまして、どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくをお願いします。

○スポーツ振興課長補佐 植村教育長、ありがとうございました。

○事務局 すみません。前回1回目の委員会で欠席されました太田様が今日出席し

ていただいております。御紹介させていただきます。一般の利用者ということで参加  
いただいております。それから、事務局で前回欠席しました総務課長も出席してい  
だいておりますので御紹介させていただきます。

太田さん、そしたら一言でもお願いできますか。

○太田委員 すみません。前は欠席させてもらって申し訳ありませんでした。な  
ので、まあ少しでもこの委員会の中で自分の持っている意見だったりとかっていうと  
ころでと思っております。よろしく願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行は当検討委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が  
議長となるため、委員長をお願いいたします。委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、よろしく願いいたします。今日は前回頂いた資料と計画が  
示させてましたけれども、結構かなりの・・・といいますかですね。いずれは・・・  
などと思います。一般的に町民の皆様方がどういうふうにな得されるかという部分も結  
構含めた議論になってくるかなと思うんですけども、たくさんの資料出されていま  
すが、どうかしっかりといただきまして、よい議論になりますことを願っております。

それでは、議事の第1号、体育施設の利用状況について、事務局から説明をしても  
らいます。よろしく願いします。

○事務局 それでは、広陵町体育施設の利用状況について説明させていただきます。  
前回の委員会での補足説明ということで利用状況申請がどういうふうにされておられ  
るのかということも聞いておりましたので、簡単に説明をさせていただきます。施設  
を利用される方は公民館、中央公民館の事務所において申請手続を行うということで、  
そのときに料金を徴収して使用の許可書をお渡しさせていただくという流れになっ  
ております。一般的には施設の利用1か月前からの申請をさせていただいています。今  
日、11月24日ですので、12月の24日の間の申請は許可をさせていただくとい  
うことで一般の利用者の方にはお願いしております。

その下ですけれども、広陵町と広陵町教育委員会につきましては、年間の行事は前もって3月31日まで年間行事は押さえさせていただいております。それと同じように奈良県と郡のスポーツのイベント、行事についての年間計画がありますので、前もって押さええているという状況です。最後になりますけれども、広陵町スポーツ協会、これも年間に約15のイベント、大会を行っていただいております。その関係上で利用者の方とは別の扱いとさせていただいて、これも年間で利用の1年間分を押さええているという状況になっております。

主催事業ですけれども、先ほど15の大会と言いましたように、まず総合の体育大会、春と秋に行っております。学童野球とか・・・少年ソフトボールに、あとバレーボール大会と、そういうふうな大会を町民の皆さんの健康増進のために日々活動をしていただいております。その資料が参考資料1を御覧ください。その1ページ、資料1になりますけれども、年間このような行事を開催していただいております。組織につきましては、広陵町に在住する者及び勤務する者によって組織されておられます。役員でスポーツ少年団の使用も含めまして約130名、150名ぐらいのメンバーで構成させておられます。この大会の費用ですけれども、広陵町の補助金からスポーツ協会への405万円の補助をお渡しして、この中で活動を行っていただいているという団体になります。

次のページをめくっていただきますと、体育施設の利用状況、貸出し状況についてをつけております。こういった利用をされておられるのかということも、また曜日別の資料も御提示してほしいということでしたので、一応資料3では中央体育館ほかミニ体育館として4館なのですが、利用状況こういった競技で使われておられるのかというのを載せさせていただいております。主にバレーボール、ソフトバレーボール、バドミントンが中心ですけれども、体育館によれば少年剣道、空手、少林寺拳法というような活動も体育館によればしていただいております。

中央体育館の中でアリーナのほかに選手控室、卓球室、会議室、トレーニング室、

別棟で格技場というような施設がございます。アリーナ、選手控室、卓球場につきましては、ダンス、軽い軽運動ができるような場所になりますので、そういった運動に使っていただいております。会議室については、一応今のところ一般の貸出しは行っておりません。トレーニング室は、1回1人100円ということで徴収させていただいて使っていただいております。格技場は・・・無料ということで武道、剣道、空手、合気道、・・・とかダンスに今のところ使っていただいております。これらの施設については冷暖房完備ということになっております。ほかのミニ体につきましても、同じようなスポーツで活動をしていただいておりますけれども、真美ヶ丘体育館のみアリーナと会議室、和室ということで、部屋が別になっておりますので、施錠もできるということで、いろんな詩吟、社交ダンス、会議、ヨガとかそういうでも使っていただいております。設備等のところに施錠可ということで書かせていただいておりますけれども、今料金設定の計画をしておりますので、今後、真美ヶ丘体育館については会議室、和室でも使用料を徴収できるのではないかとということで一応施錠できるということを載せさせていただきます。

次に資料4、次のページをめくっていただいて3ページになります。テニスコートですけれども、前回でも説明させていただきましたけれども、真美ヶ丘テニスコート、西谷テニスコート、東テニスコート、健民テニスコート、4か所がございます。真美ヶ丘テニスコートはオムニコート、砂入りの人工芝が3面ございます。使用料は1時間500円頂いております。西谷と健民、西谷テニスコートはクレー、土のコートになります。これが2面で1時間500円。東テニスコートですけれども、これはオムニコートで1面、これも時間使用料は500円ということです。健民コート、テニスコートですけれども、これはクレーで土のコートになります。これも2面ございます。1時間500円ということで使用料は頂いております。

次のページの5ページになります。以前グラウンドとかの数字がなかったものから、今回入れさせていただきます。管理しているのが健民運動場と見立山運

動場、時計台公園のグラウンド、子どもスポーツ広場ということで管理をしております。面積は平面で1万1,000、使用料は運動場については全て無料ということで、競技できる種目ですけれども、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール、サッカーで使っていております。見立山、時計台とかいうのは、ソフトボールとかサッカーで使っていております。子どもスポーツ広場は、主にラグビーとかサッカーなどで使用をいただいているという状況です。

○委員長 確認よろしいですかね。

○事務局 はい。

○委員長 2ページのところです。アリーナ200円、その横に100って書いて、これは子供の利用ということですね。

○事務局 そうです。はい。

○委員長 それから、バレーボール、ソフトバレーボール、バドミントンも結構メインに使われている話です。これ使用料として1人200円とか100円っていう形なのでしょうけれども、例えばバドミントンのコートとか借りるというときに、バレーボールという1面を借りたいとか2面は借りたいとあってありますよね。それはもう全然関係なくということですかね。どういう形で利用されてるか。例えば3面ばーんと使うようなことが多いのかね。何かそういうのありますかね。

○事務局 ミニ体育館のほう、東、西、北、真美ヶ丘のほうは1棟貸しになっておりまして、1回利用者の方がバドミントンで使いたいという方がいらっしゃったら、もうそれ1棟で貸します。個別、2分の1とか4分の1貸しということはありません。中央体育館は3面貸しをしております。東、中、西ということで分けてさせていただきます。それは利用者の許可を入れて使ってもいい、合同で使ってもいいよという許可を入れてからの使用ということでさせてもらっています。

○委員長 その辺スケジュール調整しながら、順繰り入っているような状態ですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員長　ありがとうございます。それから、一応皆・・・ということなんですけれども、運動場というのはいろんな管理をされてますので・・・そういうことがあって無料ということなんですけれども、ただ町として安全を一般論ですか。それで一応貸出してもそういうやり取りをされてるということですかね。確認を申請といたしますか。そういうことですかね。

○事務局　はい。こちらの健民グラウンドは施錠ができる施設ということになっております。それと、子供のスポーツ公園も施錠ができます。見立山、時計台については公園の一部ということになりますので、一般の方が利用されることもございます。申請なしで家族で何か野球をしたりとかソフトバレーボール、運動したいという方は利用させておられます。ただこちらのほうで、見立山、時計台のほうは公園課で申請はしていただきます。その申請で許可書を持っていただいて使っていただいて、現在使っておられる方を除いていただくというか除けていただいて利用していただくという状況です。

○委員長　ありがとうございます。運動場ってなりますとグラウンドですね・・・すみません。

○事務局　それから、曜日別の資料ということで御提示いただきましたので、今回、準備させていただいておりますので、その件について説明させていただきます。

○スポーツ振興課長補佐　すみません。参考資料の先ほどの続きになりますけれども、曜日別使用状況というのを出させていただいております。中央体育館、西体育館、東体育館、北体育館、真美ヶ丘体育館の元年分と令和2年度分と2か年分を出させていただいております。すみません。申し訳ないですが、訂正をお願いいたします。中央体育館と書いておりますその下に一般、免除（ゼロ円）免除（2分の1）とあるんですけども、免除じゃなしに、すみません。減免です。申し訳ございません。訂正をよろしくお願いいたします。

○委員長　どちらのほうですか。

○スポーツ振興課長補佐 全部、中央体育館のところから西体育館、東体育館と皆、免除になっておりますので、それを全部減免に変更していただきたいと思います。訂正していただきたいと思います。

○男性委員 免除2分の1もですか。

○事務局 2分の1は減免ちゃうよね。表現としては免除でやで。2分の1にしてるんやから、免除じゃなしに減免ちゃう。

○委員長 減免と免除の違いですね。だから、免除っていうのは全くゼロ、減免は各2分の1と・・・理解しますね。

○スポーツ振興課長補佐 でも、減免でいいんですよ。

○事務局 減免。

○スポーツ振興課長補佐 減免でいいんでしょう。

○委員長 真ん中は・・・。

○事務局 前回、減免と免除の違いということで御指摘いただきまして、いろいろと調べさせていただいたんですけれども、広陵町の条例の中では免除という言葉が出てこないんです。もう全部減免という言葉になります。使用料を減免するということになるんです。2分の1とかは2分の1にする。そこから無料にするっていうような流れで免除という言葉は出てこないの、もうここで免除という言葉は省かせていただいて、もう全て減免という言葉で。

○委員長 行政上の言葉として減免という言葉を使ってるわけですか。

○事務局 はい。

○委員長 ・・だから、ゼロという・・・免除か。

○事務局 免除か2分の、免除、普通、免除と言うんですけれども。

○委員長 分かりました。言うてることは分かります。だから、この2分の1になってるの、これ子供さんの利用ということになりますね。そういうこと。

○スポーツ振興課長補佐 はい。子供さんが多い、人数、総合の人数が子供さんが



大人よりも倍以上おられるときには、減免で2分の1、半額になるということで、中央体育館でしたら100円で、ミニ体育館でしたら50円になる。減免のゼロ円っていうのも、子供さんが多かったりとかした場合、土曜日のみはゼロ円になります。

○委員長 最初のところ書いてありましたね。

○スポーツ振興課長補佐 はい。

○委員長 ほんで、教師とか保育所、先生がついてくる場合には・・・いろいろあるんですね。そういうことですね。

○事務局 そうです。

○スポーツ振興課長補佐 そういう形になります。

○委員長 ありがとうございます。

○スポーツ振興課長補佐 一応その資料なんですけれども、月曜日から日曜日まで午前、午後、夜間で調べさせていただいて、一般と減免のゼロ円、減免の2分の1、その合計となっております。曜日別の合計と曜日別減免っていうのは、この減免のところなんですけれども、それはゼロ円の減免数の合計のみが入っております。

○委員長 ということは曜日別、減免、一番右端のゼロ円だけですか。これ。

○スポーツ振興課長補佐 はい。そういう形になります。一応ゼロ円とお金が発生してる分という形で分けさせていただいて、ゼロ円の減免のみを一番右端の合計でさせていただいております。それが元年分の中央体育館、西体育館、東体育館、北体育館と真美ヶ丘体育館。それと、続きまして2年度の中央体育館から真美ヶ丘体育館の月曜日から日曜日の集計をさせていただいておる表がこれになっております。御確認いただけたらと思います。

何か御質問等は、すみません。これで見させていただいてからという形で。

○委員長 事務局からお話しいただきました点で確認とか聞きたい点ございましたら、挙手をお願いします。

○スポーツ振興課長補佐 すみません。一応減免にはスポーツ協会とか自治会、あ

とは、総合地域型スポーツクラブ等のそういう団体が一応ゼロ円の減免に入っております。

○委員長　これは体育館によっていろいろあるんですけども、曜日別合計から減免を引いたのが、いわゆる・・・こういう見方ですね。こうやって見ると、真美ヶ丘の分は結構多くなるというそういうふうな感じですね。

何かございますでしょうか。

それから、最初のこの資料ですね。この1ページ目、1ページじゃない。参考資料の何ページかな。5枚目ですかね。5枚目が使用率ってなってますけれども、稼働率って言っていいんですか。どういう言葉、例を使ったらいいのかと思うんですけども、このパーセンテージ的にはよく使われてる、こういうふうな理解でよろしいですね。

○事務局　施設によれば60、70、80という数字もございます。ほとんど空いていない状況、1時間、2時間空いてる状況というのが80%ぐらいになりますので、毎日のように夜は使っていておられますし、昼間も空いてる時間を探すぐらいの時間を使っているという状況です。

○委員長　これは多分記録上、難しいかもしれないんですけども、この一般利用、例えば、これ中央体育館を基にちょっと話しする形でさせていただきますけども、一般の利用者が1万、計算したら1万2、648人ぐらいになるんですかね。一般と減免の2分の1の対象者の数ですね。言ってみれば料金を支払っている方々ですけども、こういう利用の方という、どう言いますかね。一般的な利用、定期的な利用とか何かそんなん分かりますかね。結構いろんな形で来られるのか、定期的に結構利用される方が多いのかとか。

○事務局　中央体育館ですけども、定期的に使っていただいている方がほとんどです。ほかのミニ体育館は空いてる時間を予約したりとかされる方はいらっしゃるんですけども、中央体育館はほとんど定期的に使っていただいています。空いてる時間

で、ほかの体育館が閉まって、利用できない状況のときに中央体育館に来られて使われるというような形になっております。使用料のほうが100円高いので、みんなその分敬遠されるっていうことで、ミニ体育館が空いてなかったら、中央体育館を取ると、そういうふうな方もいらっしゃると思います。

○委員長 一般の利用になってきたときに、やはり例えば大会とか使うときに結構広く使いますよね。これ一般の利用となってきたときに、バレーボール・・・占めたとかそういう形の利用が多いんですかね。やっぱり。

○事務局 はい。バレーボールは一応3面取れるんですけども、やっぱり一部のところでされるっていうことが多いです。バドミントンは6面取れますけれども、ほとんど団体の方が利用されますので、全部を使っていたらという状況が多いですね。

○委員長 スクールのようなものとかが多いという感じですね。利用実態としては、週に・・・・・・。

○事務局 そうですね。中央体育館の場合は、多い人数でされておられるのが多いんですけれども。

○委員長 一般利用でもそういう。

○事務局 一般利用ですね。はい。

○委員長 何か2人か3人ぐらいでちょっと・・・してくれとかいうふうなイメージはないんですかね。余りない。

○事務局 たまにございます。それをやるときは、ミニ体を勧めてあります。大きい体育館になりますと、いろんな方が使っていただくところのほうが利用率が高まりますので、一応ミニ体をお勧めさせてもらっています。

○委員長 そうですね。ミニ体だと、その半分ですからね。だから、中央体育館って結構、だから、全くのゼロ円の減免と大体半々ぐらいになってるんですね。

あと夜間の利用が多いというのが特徴でしょうかね。これは全体的にそうですね。

かね。まあ全体的でもないですか。・・・体育館もそうですね。ただ夜間の利用者が・・・  
帰ってから行かれる方が多いですね。

皆さん・・・。

○男性委員 1回目の会議のときに頂いた資料では2分の1の減免なんですけども、  
中学生以下は2分の1。ほんで、付き添いの先生などは無料。土曜日は子供は中学生  
以下は無料と、こう書いてますね。これ規定ですよ。先ほど説明の中で、子供が何  
か多い場合は減免してるとおっしゃったんです。先ほど。子供が親よりも多い場合は  
減免してる。それは親も減免してるということですか。今の現状を聞きたい。

○事務局 今回の現状ですけれども、子供が利用する場合は無料、土曜日は無料にな  
ります。それから、付き添いということで親の方が来ていただくということになりま  
すので、メインは子供が中心として活動していただく。中学生、小学生だけでは使用  
許可はしておりませので、必ず誰かは保護者、大人の方がいらっしゃるということで、  
今のところ許可はしております。

○男性委員 規定とは違うわけや。規定は教諭とかになってる。規定では教諭と  
か・・・実際は保護者が来た場合でも、いわゆる子供1人に親1人・・・けども、保  
護者の現状・・・現状を知りたいだけです。いい悪いじゃない。

○事務局 ええ。運用にしております。はい。

○女性委員 先ほどから話を聞いてたら、時間の・・・費用を1時間体育館使用し  
た場合に100円なんです。・・・じゃなくて。その辺がちょっと認識が違う。

○事務局 1時間単位の。

○委員長 マイクで言ってもらって。

○女性委員 1時間1人とかではなくて、1つの施設を借りた場合、言えばミニ体  
と言われてるようなところだと100円。だから、何人使用しても100円なので、  
その保護者の方が付き添われてるとか教員だからとかではなくて、お子さんの使用が  
多い場合は半分になって50円になるっていうふうになっているので、そこは教員側

の方だとかってということではないっていうところなのかなというふうに話を聞いてて思ったんですけど。

○委員長 1施設100円。

○女性委員 そうです。1人ではなくて。1施設100円。

○男性委員 団体。

○男性委員 分かってます。そこは分かってます。

○事務局 だから、全面か半面かというふうなところはあるけれども。

○女性委員 そうです。そうです。だから、子供の利用が多い場合は。

○男性委員 前回欠席されてるんですけど、前回配られた資料にはね。教諭とか・・・教諭とか・・・。

○委員長 あれ、さっき私の・・・私がさっき言ってたとおりです。本人・・・が。そういうことじゃないんです・・・次回は・・・。

○女性委員 ありがとうございます。

○委員長 どういう資料の見方なのかという。2分の1だけだと・・・。

○女性委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 何か補足ある。

○事務局 はい。補足として参考資料の資料2を御覧いただければと思います。今、辻先生がおっしゃっていただいたことなんですけれども。

○委員長 参考資料の2ね。

○事務局 はい。資料2。

○委員長 前回の・・・。

○事務局 今回の資料にもつけさせていただいております。広陵町の町立体育館の施設の管理に関する条例ということで、本来でしたら。

○男性委員 前回の分ね。資料の2って前回の分やね。

○スポーツ振興課長補佐 今回の資料のところについております。

○事務局　今回の資料にもつけさせていただいております参考資料。

○男性委員　中めくって。

○事務局　はい。の資料2です。すみません。そこに本来預かるべき使用料がアリーナの面積が料金として載っております。その下に照明施設使用料ということで、今頂いてるのはこの200円、100円って何回も言わせていただいておりますけど、これが照明器具の照明の使用料で、これで1時間の使用料を頂いてるという今の現状になります。先ほど先生がおっしゃっていただいたように、上記の2分の1にするというのが町内に在住するを有する中学生以下の者ということで、括弧書きとして保育教師の引率があれば無料というような話で今させてもらってましたけれども。教育委員会が準ずる者としても無料ということでさせていただいております。今、太田さんが言われたように、1回貸すと100円というのでなっております、小学生が何人おっても保護者の方1名でも、1回貸したら100円ということになりますので。保護者同伴じゃなかったら、無料とかでなくて、もうそういうことになります。すみません。

○事務局　委員長、すみません。今課長が説明させていただいたところと少しずれるんですけど、補足でございます。前回御出席をいただいたとき、御記憶はあると思います。御欠席の方もおられましたので、改めて重複しますが、整理をさせていただきたい。今この資料2のところ、これ広陵町体育館の設置及び管理に関する条例ということで使用料金を条例でうたっております。使用料金を条例でうたっておるのに、その料金を頂いていないと。実態としてそのようなところがもう矛盾してるというのか、本来であれば、そういうふうな形で一定の期間、使用料を頂かないということであれば、時限立法等で、その期間を入れるとか補足に入れるとか、そういうふうな取扱いをしなければならない。それがなっておりません。今100円、200円って言うておりますのは、便宜上、使用料という言葉を使わせていただいておりますけども、下の表にありますように、広陵町立体育館の照明施設、いわゆる電気代という

ことでございます。今説明を課長からしてありましたように、明確なそういう明文等がない、そのような状況で申請者の状況に応じてAさんとBさんと取扱いが違うということはないようにしておりますけども、根拠で、ここにこういうふうな規定がありますので、このような状況にさせていただきますというようなものがございません。表現は悪うございますけども、その状況で、ある意味、臨機応変にといいますか、そのような形でやらせていただいているというのが実態でございます。これをいわゆる使用料金を改定するという事で、皆様方に御足労をかけておるというところでございますので、その旨だけ補足をさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長　　今の資料のところで確認もありますので、これ上の表でアリーナ全体と書いてありまして、例えばアリーナ全面で話をさせていただきたいと思っておりますけども、これは小さいほうの体育館のことですかね。この町立体育館。中央体育館以外の。中央体育館のアリーナについては3倍なんですかね。だから、アリーナは月から金曜日が7,500円なんです。その前の体育館もね。18時から22時が1万500円、こういうことですね。で、9時から22時の場合は、どうなのかな。2万5,500円、こういうふうなのが条例でこう言われていることで。大分ね。7,500、1時間当たり2,500円というのが本来のその条例で言われているものだという、そういう認識で話を聞いていただくことかなということですね。実際のところ、200円、500円、非常に安価な形でやられてることが多いというふうな、柔軟にと・・・さんもおっしゃったんですけども、そのとおり、そのとおりでも何らかの考え方があります、そういうふうなことになってしまっておるといいます。だから、その部分をどういうふうに適正にしていくかということですね。適正にしていくか。そのプロセスがやっぱり大事やということで、いろんな資料に表に書いてあるんですけども、そういう理解で話を聞いていただくといえますか進めていくということが大事なんじゃないかなと私は思っております。

○男性委員　　今、教育委員会の方がおっしゃったんですけど、前回の資料と今回の

資料を非常によく追加資料を作っていたいただいて、物すごいシンプルに言いますとね。全ての体育館で1年間で大体1,700万ぐらいの人件費ほか経費が要りますと。改修費とか工事費は別にして。1年間の体育館から照明代ですか。利用料という名の収入を頂いてるのが119万円。1,700万円ぐらいのランニングコストがかかって、利用者から頂いているのは119万円。テニスコートに関しては500円取ってはるのでね。ランニングコストが350万円、ざっくりね。利用者から頂いてるのが280万円。これが前回の資料と今回の資料の収支面、簡単に言うたらそういうことです。体育館に関しては、この7年間で2億8,000万の改修費がかかっている。これからも老朽化が止まることはないの、しかも大分老朽化してますから、多分改修費、一般で減価償却費って言いますが、かかるでしょうねということです。それを無視しても、改修費無視しても、1,700万に対して120万しかもらってない。これをこれからまだ続けるんですか、そういうことです。テーマとしては、簡単に言うとね。それを条例どおり、もう本来ね。結局それが局長おっしゃったけど、利用料を改定するんでしたら、議会に諮ってね。税金の使い道ですから、条例で決めるべきですよ。時限立法もできますしね。それをやらずに簡単に言いますとですよ。これは誰の責任か僕分かりませんが、やらずにずるずると条例を無視して照明代だけもらってきたというのが現状でしょう。ちゃいます。間違いないですよ。事実は事実で、そこから行きましょう。それでいいんですか。これからもそれでいいんですかと。私、4年間、広陵町の監査委員させてもらいましたが、広陵町の財政、それほど豊かじゃないですよ。財政の自由なんてほぼないですから。町長とか町がやりたい事業に使えるお金なんて、ほぼないですよ。もう収入のほとんどは固定的な経費で出ていくんです。絶対に使わなければならない社会福祉費とかね。そういう中で体育館、テニスコートに関してはこれでいいのでしょうか。テニスコートは改修費別にすれば、ランニングコスト的にはほぼカバーできてますけど。そういうこと、そこから議論を引っ張ってるんですよ。そういうことを知りたかった



ので、今回の資料をくださいって前回言うたんですけど、よくできてます。ありがとうございます。すみません。

○委員長　そしたら、この資料に基づいて、また次の話になっていくわけですが、体育施設の使用料について事務局から御説明いただきます。

○事務局　それでは、次に広陵町の体育館施設の原価計算について説明をさせていただきます。緑色の縁についてる資料になります。1ページをめくっていただきますと、原価計算の仕方ということで正副委員長がおっしゃっていただいておりますように、実際どれぐらいの費用がかかるかということについて今回計算して料金の設定に向けて進めていきたいと思っております。

原価計算の計算なんですけども、まず説明させていただきますと、使用料の3で入れています、まず対象のサービスを提供するためにかかるコスト、原価を計算させていただきます。原価計算の対象経費は施設の取得、建設費に関するイニシャルコストと人件費、光熱水費、施設設備の補修費の修繕費等のランニングコスト等があります。イニシャルコスト、ランニングコストがあるということになります。そのイニシャルコストですけれども、施設の設備や大規模な改修工事、備品購入等にかかる費用になります。項目としては償却資産というようなものが充てられるということになっております。ただ公の施設については、町民全体の財産ということになりますので、誰もが利用されるということになりますから、このイニシャルコストっていうのは省かしていただくということで、今回計算させていただくのはランニングコストのみで計算させていただきます。

そのランニングコストについて簡単に説明させていただきますと、ランニングコストの中には人件費と物件費等に分けさせていただきます。人件費の中には正規の職員の分と今会計任用職員というのがあります。公民館の職員7名いるんですけども、実際には全員対応してるんですけども、費用として、また今後計算させていただくのを見ていただくんですけども、職員1人と会計任用職員1人ということで計算は

させていただきます。後で、また説明させていただきます。

それから、費用ということで需用費、需用費の中でも消耗品や燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等があります。役務費ということで内容は手数料、保険料、通信運搬料。それから、委託料ということで施設の清掃委託料等がございます。あと、原材料と備品購入費と、あと負担金の補助及び交付金等に分かれております。

それは前回の資料で電気代と水道代を御提示させていただきましたけれども、ほかにもあるということで副委員長から御指摘ありましたので、その計算をさせていただいたのが次のページになります。先ほど御説明申しましたランニングコストについては、令和2年度と令和元年度の体育館の年間維持管理について・・・いたします。この経費につきましては、広陵町中央体育館、東体育館、西体育館、北体育館、真美ヶ丘体育館の全ての体育館にかかっていた費用になります。比較のために2年間分を掲載させていただいております。左側が令和元年度についてでございます。案分率70%と掲載しておりますが、これは中央体育館とテニスコートの申請件数を合算して、体育館の割合を示しておる数字になります。申請件数の割合になります。

お手数ですが、ページをめくっていただいて4ページを御覧いただければと思います。体育館は70%、テニスコートは30%ということで分けてかかった費用を案分しているという状況になります。同じく令和2年度も66%と34%ということで分けて計算をさせていただいております。

それでは、項目ごとに項目の金額について説明をさせていただきます。2ページの元年度、令和2年度の体育館及び、2年度については、すみません。2年度について御説明、すみません。2ページを中心に説明させていただきます。人件費なんですけれども、こちらは職員の人事異動によって勤務する職員の給料が年度ごとに異なりますので、正職員の1人当たりの平均給与530万円で算出しております。プラス会計年度職員の給料、平均で1人190万円ということで720万円で計算させていただいております。そこに案分しますと70%ということで504万円が給料となります。

残りの分がテニスコート216万円がテニスコートに入っているという状況になります。

次に需用費ですけれども、これはガソリン代とか電気代、水道代、修繕費等の費用を計上しております。

次に役務費については、電話代、損害保険、自動車の損害保険等を計上しております。

次の委託料につきましては、機器の保守点検等の委託料として非常用の発電機の点検、消防点検、リフトの点検というような防災対象点検等にも費用として使わせていただいております。

使用料及び賃借料につきましては、トイレの芳香とかレンタル代、芳香剤のレンタル代、AEDの使用料というようなものを費用として計上しております。

備品購入費ですけれども、これは施設に使用する備品の購入ということで計上しております。それで令和元年度は1,732万4,128円、令和2年度につきましては1,748万5,335円ということで若干の違いはありますけれども、2年間でかかっている費用ということで、これ2年分ということで平均額を出させていただきますと1,740万4,731円ということになります。

これを原価計算ということで計算させていただく基の資料ということで、次のページをめくっていただくと計算式を出させていただいております。計算式ですけれども、この全体の体育館の年間維持管理費、それから、全体の体育館のアリーナ面積で割りまして、各体育館ごとの面積を掛けさせていただいて、残りは年間の使用可能時間ということで取らせていただくと、中央体育館、各体育館の1時間当たりの原価が出てくるという計算方法です。まず中央体育館の計算ですけれども、1,740万4,731円割る全体のアリーナ面積が中央体育館を含めミニ体育館全体で3,618平米あります。そこに中央体育館だけの面積1,266平米を掛けさせていただいて、年間の使用時間可能が中央体育館の場合、4,017時間ございます。

その4, 017時間という計算ですけれども、資料6ページを御覧ください。一番後ろになります。中央体育館と各体育館の時間が違うということで確認をしますと、中央体育館は月曜日が休館日ということになります。そこに年末年始、12月28日から1月4日までの8日間を足した日にちが56日間、年間56日間は使用不可能ということになりますので、それを計算させていただきますと4, 017時間。

○男性委員 資料6って、どれですか。分かん。

○スポーツ振興課長補佐 参考資料の一番最後です。

○事務局 参考資料の一番最後になります。それから、ミニ体育館、東、西、北の体育館が休館日がないので、年末年始の休みの日にち8日間で357日間ということになります。貸出し時間は午前9時から午後10時までということで1日13時間の貸出しを行っているということになります。ついでですけど、テニスコートも計算は後でさせていただいておりますけれども、これも年末年始の休みだけ8日間ということになります。ただテニスコートの場合は夏季に時間を延長していることから、6月、7月、8月は8時から午後7時までということで、ふだんは8時間なんですけれども、この3か月のみ11時間ということで3時間延長しております関係上、こういった時間、132時間というテニスコートは時間になります。こういうふうに中央体育館1時間当たりの金額が計算させていただくと1, 516円、ミニ体と言われる体育館が1時間当たり609円という原価計算になります。

テニスコートも原価計算をさせていただいております。それが5ページになります。体育館、テニスコートも計算をさせていただきますと、今度は1時間当たりの原価が143円ということで、今現在頂いてるのは500円頂いておるということで、かけ離れた金額というふうになっております。

次の6ページを御覧ください。体育館とテニスコートの使用料金と原価計算額の比較ということで、今現在、電気代と言われる使用料をアリーナの場合、中央体育館のアリーナでは200円、ミニ体では100円ということをお願いしております。それを原

価計算で計算させていただくと、1時間当たりが1,516円となりますので、比較すると7.58倍という、すごい倍率になってしまいます。ミニ体育館も同じような計算でいきますと、6.09倍という状況になります。テニスコートについては500円ということで、今この金額は現状維持ということで据え置きが一番望ましいのではないのかなと事務局では思っておりますが、こういう倍率になっております。

そこで原価計算した金額を基に、事務局から4つの提案をさせていただいております。利用使用料の提案ですけれども、それが7ページになります。中央体育館の改正使用料案ということで、現在200円頂いておるのを原価計算で計算した4つの案ということで、A案としまして、もうそのまま原価計算した金額を利用者の方に頂くという案と、B案として、1,200円だけ頂いて300円分は公費で負担するという案と、C案といたしまして、1,000円だけ頂いて500円は公費負担。D案といたしまして、ほぼ50%ぐらいは公費が負担して、残りの分は利用者が負担するというような案になっております。その下の100円については、その半分にしただけなので、単純に半分にした金額になっております。

次のページには、今度ミニ体育館と言われる体育館を使用料についての案ということになります。原価計算では609円ということで端数は切らせていただいて600円から始めさせていただきまして、原価計算の基、全て利用者の方に負担していただくという600円とA案、B案、C案、100円ずつ下げていってるだけですがけれども、D案としては、ほぼ半分ずつ、負担を半分ずつにするという計算でつくらせていただいております。これも同じように50円のほうは、ただ半分にしたということだけですので、省略させていただきます。

一応その一番後ろに前回の資料にもつけさせていただいておりましたが、前回は7圏全域の使用料をつけさせていただいておりましたが、今回、近隣の自治会のみになさせていただきます。各町によれば3時間貸しとか1時間貸し、2時間貸しというふうに分かれておりましたので、1時間当たりの金額を一番右に載せさせていただきます。

いております。実際、1時間にすれば安く感じる場所もございますけれども、面積によっても、これはまた違うところもありまして、体育館、市の体育館については比較的大きい、広陵町よりも大きい施設となっております。町のほうは広陵町よりも若干少ない面積のアリーナの面積となっております。近隣と合わすということになりますと、中央体育館でしたら1,200円、1,500円、まあその辺が妥当なのかなと思いますし、ミニ体育館も、その半額というのも妥当ではないかと思っております。

以上で原価計算についての説明は終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。確認事項とあと質問等ございましたら、お出しただけですでしょうか。

確認といたしますか、根拠ですね。原価計算の根拠ですか。いろんな自治体がこういうふうなことをやっと思えるかと思うんですけども、そういうことでよろしいですね。1時間単位の使用料、面積とかこの計算ですね。これ一般的な考え方っていうふうに認識すればよろしいですかね。全体育館のアリーナの面積だとか体育館の面積。1時間当たりで、どれぐらいかという算出方法というのが一般的な原価計算のやり方。

○事務局　はい。この委員会をさせていただくときに、いろんな資料をほかの市町村、確認させていただきましたら、ほぼこういう計算方法で原価を出していただいているということになりましたので、広陵町もそれを採用させていただいたということです。

○委員長　私のほうで2ページなんですけどね。今回これは100%とか金額が・・・出てましてね。80%の金額でやるとか1,200円とかね。もともとのこのランニングコストの考え方なんです。それから、インシャルコストの考え方ですけども、ランニングコストの人件費と物件費、こういうのも中に100%の考えでやっていいものなのかどうか、ちょっとふと思ったんです。要は管理運営をいろんな形でやられるかと思うんですけども、整備をするっていうのと、それをする実際に動かす人の全く同じ形の割合で計算しているかなと。私、個人的に思ったことなんですけれど

も、その辺どうでしょうかね。これから算出、大体あんまり大きくそんな計算変わらへんとは思いますが、人件費というものをどう位置づけるかということだと思はうんですけどね。どう言うたらいいんですかね。受益者パターンと税の比率的なものです。ランニングコストの中で、これ人件費、物件費とありますが、やっぱり同じように扱っていいのか・・・それでええんやったら、それでいいですよ。

○事務局　ランニングコストとイニシャルコストを一緒にとということですか。

○委員長　ランニングコストの、まあ言ってみれば、この受益者負担の・・・これ・・・という案っていうのは、ランニングコストの受益者負担、100%ですね。当然そういう形で考えはあると思はうんですけども、その算出ですけども、この人件費というものと物件費が含まれてくるっていうことですよ。この性質というものを同質とみなしていいのかどうかと。そこがやっぱり1つあるかなと思ったりするものですから。管理運営・・・施設整備に関わるものですね。それぞれ質が一緒でいいのかという。一緒って言いますかね・・・ですけど、同じようなくくりでいいのかと。計算。

○男性委員　人件費は行政サービスとして必要な人を必要な場所に置いておくということからして、それを受益者が人件費までみるのかなというその思いが・・・入ることによって、その・・・それから、広陵町にもほかにも、例えば手数料とか利用料とかいろいろあって、その中に当然受益者負担でお金を払って、その受益を受け取っていることがあると思はうんですけども、その辺の考え方、統一はね。私こないだ言いましたけども、例えば住民票1部もらうのも200円かかる。その中に人件費が入っておるのかというあたり、それはその事務手数料で何分間で10分間でかかるから、それから、コピー代合わせて200円なのか。それから、人件費も入っておるのかと。また、その辺の手数料とか利用料の町の統一的な考え方がないので、いかんと思はうんですけども、その辺があるのかないのか。その辺の横並びが取れておるのかどうかということがありますね。それから、あと減価償却は除くんだと。それは広陵町とし

て必要なものやから、そこまでは利用者に負担を求めずに別予算で取るんだよと。別予算も税金なんですけどね。それはいいのかなと。減価償却を除いてもいいのかなという思いはありますけど。それと人件費についてはそうですね。

○委員長　特に考えますのは、これ給料とか需用費とか委託料は大きく突出してるものについて特に扱われたらよろしいんじゃないかと思うんですね。その中で、その給料というものをどうするのかという、今おっしゃった意見のとおりなんですけども、その出どころといいますかね。どこに求めるかっていうのは、基礎資料として大事になってくるのかなと思いますので、そこを整理いただいたらと思うんです。

○事務局　すみません。委員長。

○委員長　お願いします。

○事務局　お答えになるかどうかはあれなんですけど、町全体の使用料とか手数料の考え方というのは統一されておるかと言うたら、必ずしもそうではございません。いわゆる住民票を取るときに200円とか、手数料200円とか300円とか、こういうのは自治体によっても全然違いますし、広陵町の場合は、総じて安い。よそが300円のやつだったら200円で、まあ言うたら住民票を発行してると。これの改定を考えた時期が、私、前の部署におりましたときに実際改定には至ってないんですけど、検討したときに、考え方としまして、もちろん近隣の状況というのもすごく参考にはなりますし、あと住民票を出すのに1人の職員が、今みんな機械ですので、ストレートに出した場合は何分かかるかとか、ほかとの業務の兼ね合いで、そんなとこだけを抜き出してするわけではございませんのやけど、そういうことも検討いたしました。今事務局案で出させていただいておる中に、いわゆる人件費というのを同列というのか、そこに入れていいのかというような御指摘もいただきました。これは整理が必要やと思いますけども、基本的な考え方としましては、今の実績額、職員のそういう人件費といいますか、その分も含めて、こんだけかかっておると。副委員長からも御指摘いただいたように、こんだけかかっておるのにこんだけしか入って、頂いてい



ないというようなところになるかと思えます。確かに減価償却をしていく場合であれば、私、その専門ではございませんのやけども、当然イニシャルコスト等、ランニングコストを考えて物事をつくっていかないけません。ただ今もう経年で新しい施設でございませし、今までが先ほど申しましたように条例のとおり使用料を頂いてないというところへイニシャルを入れたら、そこまでの減価償却を定率であるのか1年間ということ年数で落としていくのか、何らかのその指標になる決まりはあろうかと思えますけれども、そういうものを当てはめても、恐らくほぼ意図していると言うたら語弊がありますけども、そういうふうな数字には戻らんとするんです。ならんとするんです。そしたら、何がしかの項目をつけ加えなければならぬんじゃないかなと、想定の話で申し訳ないんですけど、そのように感じました。あくまでもその実績というところを出させていただいた、の費用を参考にとということを出させていただいたというところがございます。

以上でございます。

○企画政策課長　すみません。失礼いたします。私、企画政策課の芝でございます。よろしくお願いたします。今回、受益者、公共施設ですので、あくまで非公益の公益財を社会教育の観点から個人様に提供していくという観点におきましては、余りこの収益性というものは実際公共施設では意識していないというのが現状かと思えます。しかしながら、地方自治法の第225条、こちら参考資料の1ページにも記載がございますけれども、こちらの逐条解説によりますと、使用料、施設の維持管理経費、または、減価償却費に充てるべきということが記載されておまして、今回、減価償却費の改修費等は今回算定には入れていないという事務局からの御説明ではあったんですが、実質やはり改修費というものは今後必要になってまいりまして、これは施設を使用されていない町民の皆様からの徴収した税金を充てていくということになってまいりますので、今回の事務局案では入っていないということですが、やはり施設を改修するには何億というお金も必要になってまいりますので、その辺の検討も

引き続き必要なのではないかなというふうに感じております。また、あわせまして、各公共団体では受益者負担の考え方についていろんな指針を出されているのですが、やはり公益性の業務を実施していくに当たりまして、収益性は確保しないにしても、やはりそれを提供する職員の人件費、こういったものは指針の中で人件費として計上し、それで原価を計算していくと、そういったところが多うございますので、大半の市町村が人件費も一緒に計算した上でコスト比較をされているのが現状かなというところでお伝えさせていただきたいと思います。

○委員長　非常に御丁寧に。でも、その辺のところ多分恐らく大事やと思うんですね。しっかり・・・記録しとくこと・・・と思うんですけどね。どういうふうにしてこれ算出されたかの根拠の部分をやっぱり示す必要がありますので、そのところはですね。私は研究者ですので、そういう細かくて申し訳ないんですけども、やっぱりエビデンスがなかったら、なかなか難しいと思いますので、そこはやっぱり記録をしっかりしてもらいたいと思います。

あともう一つ、やっぱりその定期利用者が多い、定期利用者といいますか・・・といいますかが多いということですよね。実際。そこで公共の施設でありながら、しかし、結構しっかりと使われている方が定期的にはらっしゃるっていう。だから、税の使い道っていうことは非常に町民さん、いろいろ気にされることやと思いますので、そこら辺のところでも正しくやっていくという、今回これ検討委員会だと思いますので、その趣旨を見たときに、今日、先ほどの計算式が出てきまして、例えば1,500円、中央体育館の1,500円を見たときに、そういった適正じゃないかという、そういうことですね。あとは私が思うのは、先ほどおっしゃったように近隣とのバランスでしようかね。その辺があるかと思うんですけども、あっちのほうが安いやないかとか、こっちが高いやないかということでいろんな動き方を一般的に施設の利用者はされるかと思うんですけども、私なんかでも、やっぱりいろんなところへ行くわけですけども、大体・・・でね。金額設定されるのが多いのかなと思いながら、その辺の

ところのバランスですよね。例えば水泳でも全然違いますね。近くやとあんまり変わらないんですけど、遠くへ行くと全然違う金額設定されてる。多分何か意図があると思うんですね。だから、その辺も多分難しいんですけども、バランスって大事なのかということで最終示されてるんじゃないでしょうかね。その辺のことも踏まえて、周りの近隣のところと先ほど言った1,500円案ですかね。そういうことを考えて、すり合わせていくということでどうでしょうかね。

委員の皆さんにいろいろ意見いただけたらと思うんですけども。

○男性委員 1点だけ、この改正の利用料の案、A B C Dを申請しておられます。あとは、この改正の使用料金ですよね。1点だけ質問は、これってテニスコートについてはないんですか。こういう言い方をするといいのかどうか分かりませんが、この会議、会議というか、この委員会を開く前に、そない言うてもテニスコートは高いからというイメージがあったんですかね。そうすると、ここで実際に数字、何ですかね。この使用料金と原価計算額との比較というところがあって、アリーナ、あるいは、ミニ体育館についてはA B C Dの提案があると。テニスコートについては提案ということがないんですけど、これどうなんですかね。

○事務局 すみません。テニスコート、原価計算させていただくと、実際に基準500円に比べてかなり安くないということで、本来は値下げも考えなければいけないと思うんですけども、今この場では一旦保留をさせていただきまして、据え置きという形で考えております。ほかの近隣も見させていただくと、近隣ではちょっと高めなんですけれども、ほかの奈良県と比べてみますと500円っていうのが相場ということになっておりますので、今現在また、もう今は保留ということで、今回は体育館の使用料の適正化をより集中してさせていただきたいと思っております。

○男性委員 先走って・・・。

○事務局 いえいえ。

○委員長 ほかよろしいでしょうかね。確かに原価計算見て両方し・・・そういう

形になるかなと思うんですね。ただ、そのテニスコートと例えば今後の考え方としましてね。例えば体育館の利用の仕方っていうのは多様性の意味では違いますよね。テニスコートって、どちらかといえばテニスコートだけに特化した使い方っていいですか、そこも公共の中では意味が違って来る、利用者が限定されてくるというふうな特徴もあるかと思うので、これ大分安く・・・かなと思うんですね。これ。143の計算っていうのは。だから、そういうところも多分今後もしかして出てくるかもしれない。けども、今回は体育館のことについてやっていく。こういうふうなことです。前回の資料とあわせて、うまくこうそこを、整合性を取っていかないと、またややこしいかと思しますので。

○事務局　すみません。確かにテニスコートと体育館と・・・の公平ということから考えますと、同じそういう体育施設というのか、そういうことの使用料ですので、再検討させていただきたいと思います。ただ事務局申しましたのは、なかなか体育館を民間で持って貸出しするというのは余りないといいますか。ただテニスコートは何やらテニス教室とかいうて、いわゆる民間事業での代替性といいますか、そういうふうなものも確かにあろうかと思えます。その辺のところも含めて、もう一度整理をさせていただくというところでもよろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○委員長　実際のところ近くを見ましてもね。テニスコート、金額として大体500円が多いですね。だから、それもあって地域性とかやっぱり、地域性という言い方はちょっとあれになりますけども、やっぱりバランスって大事ですね。使うに当たってですね。安いほう行きますからね。だから、近くてもね。だから、やっぱりその適正な価格をどういうふうに求めたかという根拠が、またこれから示していただくことになるかなと思えますけども、違うそういった話で申し訳ないですけども。

ほか質問とかございますか。

○男性委員　テニスコートの話、前回頂いた資料によると、収入が年間で令和元年

で280万、この原価計算によると年間のランニングコスト350万。別に何もテニスコートが高いということは僕はないと思う。原価、ランニングコストの範囲で収まっているから、体育館ほど極端ではないということじゃないですか。この認識は合ってます。それはちょっと。あと、このせっかく丁寧に思い切った改定案をつくっていただいているんですけど、スポーツ協会関係とか役場関係、自治会関係が減免されてますよね。各体育館を見ると約半分近い人が減免ゼロなんです。今はね。これをどうするかという提案がないんです。だから、そこなかったら、一般の人だけ、ばーんと極端に上がって、スポーツ協会関係やら自治会関係の方は非常に大きな得点を受けるというふうに、それまた不公平が拡大するので、町がどう考えてはるのか、先聞きたいですね。

○委員長　　よろしくをお願いします。

○事務局　　減免の話になってくると思うんですけども、まずこの料金を決めていただいてから、減免の対象団体とか種目とか競技とかの分をその後で決めさせていただければと思っております、今回資料はつけておりませんが、まずは一旦この使用料でどれぐらいの金額になるかというのを決めて、その後、団体等と、どういう団体を減免にするのかというのを決めていこうかなということで今回その資料はなかったということです。

○男性委員　　何も分からん。だけど、これで大体原価計算して、ある程度しよつたら・・・するけども、ある程度はこれで賄っていけるだろうと・・・ということは、もう僕らはそれじゃ、減免はそのままかなと思ってしまって。だから、もうその分は全部一般で利用してはる人が出してんねやろうなという、大分上がるなと思って見てんけどね。その後に、じゃ、これで後で減免の対象を考えていって、そこからまたもらっていってと、積み重ねていって帳尻するという感じじゃないと・・・けど、そうやって何か目論んでるというふうにとられても、これおかしいんちゃうかなと。この分があって、それでいくと、減免の分を先考えて、その後で出してもらえるんやっ

たら、一般の人の1時間当たりの使用料ね。低なっていくんじゃないかという考え方があるんやけど、そうやって下げていくのか、それか多分ここに・・・一般の人はもう我慢しとけやと・・・あとの人は・・・しながら・・・分からへんけども、減免して考えましようかと。ちょっと違うんちゃうかなと。

○事務局　すみません。よろしいですか。

○委員長　はい。

○教育長　すみません。私も前の挨拶のときに言わせてもうた、いわゆるスポーツ協会、前の体育協会がずっと長く関わってまいりましたので、私はいつもこの今回のこの改定についても、やっぱりスポーツ協会、いわゆる免除というかゼロで使用はしていただいている状況なんですね。ただ私の思いとしては、やはり同じように、一般の人とはまた違うとは思いますが、スポーツの振興のためにいろいろやっています。だから、そこはそこでっていうことはあるんですけど、やはり使用ということになったら、一般の人と同じ考えをしてみたい部分があると思う。そういう意味では、このゼロというのを何ぼかやっぱりそこはもらっていかんなん、ためなあかんと思っています。先ほども課長からもありましたけども、スポーツ協会については町から405万のいわゆる補助金という形で頂いている状況もございます。その辺も含めて、やっぱりスポーツ協会、ほんで16団体、16競技とかありますけども、その辺、皆さんは分配はされる状況の中でも、やはり使用している部分、ほなそこも全部免除っていうのは、余りその一般の人にしてみたら、受けにならない部分がありますので、そこも含めて、私話したときには、スポーツ協会等のね減免についても、やっぱりこれは議論をしなければならぬのかなという話をさせていただいた状況がございますので、ここもやはりきちっと話、この土台っていうか、これが終わってからっていうよりも、同時に進める必要があるんじゃないかなというのは私の思いでございます。

○委員長　教育長さんに問題提起いただいて。で、そういう中央体育館にしては7.

58倍の・・・実際にこれ適用するとなったときっていうことが、やっぱりいろいろそこをどうしていくかっていうのはかなり大きいですね。その一般利用の方とほかの差別、区別といいますか、何か違いの大きさであるとかいうものが結構リアルになってきて、そこが埋まらないのが気になる場所なんですけども、そのあたりをどういうふうに解釈していいのかというのが、計画の中に含めて考えていくことかなと個人的に思うんですけども、いかがでしょうかね。

○男性委員　　これ町で出された例えば中央体育館、資料の6ページですか。体育館及びテニスコートの使用料金と原価計算額の比較っていうの。この原価計算額をアリーナの場合、中央体育館のアリーナの場合で見ると、1,516円になってますね。これ前のその前ページを見ると、利用可能時間で割ってはるんでしょう。

○事務局　　はい。

○男性委員　　だから、減免とかあるなし関係なしでしょう。これ。減免が全然ない、全員がないとして、全員が同じ金額を払うとして、アリーナの場合、1,516円払えば、年間の維持費はできますよと。1時間当たりね。そういうことでしょう。これ。

○事務局　　はい。

○男性委員　　もし、これ半分例えば減免あれば、少なくともその半分の分いうのは収入がないわけやから、ランニングコストはカバーできないでしょう。

○事務局　　はい。

○男性委員　　そういう考え方ですよ。

○事務局　　はい。

○男性委員　　間違えないよね。

○事務局　　そういう考え方ですね。はい。使ってる方の・・・時間でやっておりますので、その中には減免されておられる方もいらっしゃるということ。

○男性委員　　だから、算定ももとの中に全部入ります。

○事務局　　全部入っておりますね。はい。

○男性委員　だから、もしくは、この減免ありき、減免ゼロ円がそのまま続くとすれば、一般の方は3,000円払わなあかんということやな。やろう。大体ざっくり言おうと。

○事務局　すみません。何度も。そのゼロ円の中心がスポーツ協会の活動だろうというふうに思っています。そういう意味で、この会議が始まる前に、これを・・・と話をする中で、そのいわゆるゼロ円については、恐らく話としては出てくるだろうと。だから、この会議でその中身についてもやっていく必要があるんだろうという話はさせていただいたんです。そこら辺のところはバランスという言葉で済ませれば一番楽なんですけど、バランスがあろうかと。で、先生言われたように、実際にそれをゼロ円でやっていくと、やっぱり3,000円というね。スポーツ協会だけがある意味で得をしているというような状況があるというのは、やはりおかしいなというのは私自身も考えるところでございます。したがって、次回そのような提案があるのかどうかということになろうかと思うのですが、やはりそれは教育長も言いましたけども、この中で話をして、いわゆるその平和解決といいますか、方向で進めなければならないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○男性委員　ありがとうございます。

○田中委員　私自身は一般と3つに分かれる全ての減免ゼロ円。私自身も大人のバドミントンのチームに体協登録しておりますので減免の部分。あと、子供たちの活動については、一般ですけれども、子供たちの活動ですので2分の1の減免、それぞれの立場に私はあるんですけども、体協登録の部分で言いますと、1か月前から予約ができるとなっておりますが、資料を見ていただいても分かる通り、利用されてる体育館が真美ヶ丘体育館、東体育館、中央体育館を体協登録の方が使われてる方が多いです。というのも、やっぱり町の中の中心にあって利用しやすいってところもあって、一般の方がそれ以外の隙間時間を遠い西体であるとか北体を利用しているとい



う状況で、予約をするにしても、もう自分の家の近くにあっても、もう既に埋まっているであるとか、もう優先的にその時間を押さえて、体協の方たちは取っておられるので、その時間を一般の方が利用することができませんので、そういったところでも、もう一般の方が既にこう利用制限を受けてる現状ではあると思うんです。で、体協の方に関しては、もう優先的に予約がされているので、変な話、次の1か月分の予約を前の月、最後の日にまとめて1か月分、自分のお休みに合わせて取りに行っていたければ、翌月1か月分丸々予約ができる状況ではあります。ですが、一般の方は今日でしたら12月24日が実際は利用できませんけれども、今日でしたら11月24日に12月24日の予約に行かなくてならないとなると、朝8時半に公民館の受付が開く時間に朝並んで、自分たちが使いたい体育館を押さえなくてはならない。定期的に利用している、子供たちの活動に関してですと、1か月前、必ず予約に行かなくてはいけない。私たちのチームに関しては保護者の方で、もちろん予約を取りに行っていたいてますけれども、予約が優先ではないので、かといって自分がいつ行ってもっていうわけには、ほかの方に先に予約を取られたら、子供たち30人以上が利用できなくなってしまう状況が生まれてしまうので、皆さん有給を取られてですとか、お仕事を休まれて、わざわざ5分、10分の予約のために来ていただいているっていう現状があります。ですので、体協登録の方は、もう既にその予約が事前にできる、押さえていただいているというだけでも、大きなメリットがあるかと思います。そういったことも加味すると、普通に一般の方と同じ利用をされているので、そういった金額に関しては、一般の方と同等でもいいのかなとは思いますが。もちろん大会の運営等ありますけれども、町から補助も頂いて活動もできておりますし、言ったら文化発表会ではないですけども、その試合っていうのも、自分たちが集めやっていることの、言ったら発表の場に近い大会運営といっても、まあ発表の場に近いですので、そういったことでも自分たちの活動の一部にも考えられるので、そこを何でしょう。大会を運営してあげているっていう感じではなく、何でしょうかね。そこを町のためにしてるって

いう考え方ではなく、してもいいのかなとは思いますが。ですので、料金は先ほどから教育委員長もおっしゃられているように、この機会に減免されてる方たちからも徴収というのは考えていただいてもいいのかなと思います。

長々すみません。

○委員長 いろんなメンバーいらっしゃるほうが分かりやすいので、大事なことだと思うんですね。偏りが無いことが大事な方向の・・・来ていただいていることになるので・・・。

○女性委員 私自身は一般で空いてる時間に、空いてれば貸してくださいっていうような・・・の利用をさせてもらうことが多いですけども、やっぱり先ほど田中さんも言われたみたいに、行ったら1時間だけだったら空いてるよとかそういうことになって、並んで、朝から並んで行っても、もうここは毎週定期で入ってる場所があるからっていうこともあるんですね。だから、やっぱり一般的に考えると、そうやって一生懸命並びに行っても、お金払ってでも使おうと思って行っても使えないような体育館だったら使わなくなってしまう。そこが今だったら1時間100円、もともとその値段自体も適正じゃないっていうことは今回すごくよく分かったんですけど、それが値上がりもしました、予約も取れないっていうことになってくると、また、お金払ってでも使いたいなと思っても、高くなって、片やもうもともと優先的に予約できてる人たちは減免されてるよっていうことになると、もう不公平感しか、一般的に考えると不公平感しか出ないかなと思うので、やっぱり反発の声しか出てこないかなっていうのもあるので、皆さんおっしゃるように、この機会に一旦考えていただけたら一般的に使わせてもらっている者としてはありがたいなというのが一意見です。

以上です。

○女性委員 あと、もう一つなんですけれども、基本的には町内在住、在勤の方の町民の利用となっておりますけれども、このコロナ禍で近隣の市町村が使えない施設がたくさんあって、使える体育館の争奪戦になっておりました。その中で、やはり広

陵町金額がもう格安になっておりますので、利用者の全員が町外の方が利用しているってことも現状ありました。申込みだけ、そうなんです。名指しでお知り合いの方からお名前を借りて。なので、あとはおじいちゃん、おばあちゃんのお名前を借りて、広陵町在住の方のお名前を借りて町外の方が利用されているっていう。多分そこは事務局の方も把握できない部分ではあると思います。公民館の受付に来られた方が全てですので、私みたいに週3回も4回も窓口に行っている者は顔が知れてるのできませんけれども、たまに取りに来られる方ですと、何ら分からない、身分確認があるわけでもないですっていうところで、町外の方の利用が本当に多かったっていう現状もあります。または、体協登録されてる方の中にはお引越されたりだとかってということもありますが、町外の方が登録されてる現状でもあるかなという印象もあります。というのが現状かなとは思っております。

○委員長 非常に利用者の視点から貴重な話をいただいたと思うんですけども、この辺を踏まえてどういうふうにしていくかという意味ではあるかと思えます。今この改定案といいますか・・・もともと全てのコストが生まれたものですから、そういうような感じで計算されたものですので、今1つその方向を求めていくというふうなことが、この金額に関しては妥当なのかなというふうに思います。

もう一点は、平等な形の運用というのが1つの考え方なのかなというふうに。なかなか7.58倍と6.56というなかなか上がり方というイメージもあります。そこは理解いただくことでしょうかねと思えますね。というのは、やっぱり200円、これ時間単位ですと、掛ける3になったら、またイメージは全然違うということもありますので、3時間、2時間の利用となってきたときに、そこもイメージ、400円から3,000円という、時間だけで見るとね。何か一時的には何かどうですかね。やっぱりそういうことも含めて利用していただけるような・・・利用していただけるように平等な形の利用・・・にも求めて・・・私は思います。

○岡田委員 今例えば大和高田市で見れば、市民は・・・ですよとかようなことが

ありますね。町外の利用をどうするか。こないだの説明では広陵町の・・・行ったりしとるよということで、その辺はお互いさまですよというようなそんな説明だったと思うんですけども、町内と町外と分ける必要があるかどうか。例えば自治体のように分ける必要があるかと。例えば町内の人を安くするというのがあったり、それから、スポーツ協会を安くするというのがある。例えば、この今自治基本条例ができて、そういうスポーツとか公民館で習ったことは自分だけのものじゃなくて、広く町民にそういうことを伝えて・・・するという役割があるんですよという中から、例えばスポーツ協会はこんなことをやったら、ちょっと減免しますよというような、そういう・・・が成り立つかどうか。今回、十分成り立つと思うんですけども。というような減免の考え方も整理をして提案してほしいなということと、それから、もう一つは、例えばこのランニングコストの期間分を全てやっぱり利用者がみなあかんのかどうか。例えば全町民にしてみたら、大体この年間の維持費いうて600円ぐらいのその町の税金を使って維持管理をしとるわけですけども。だから、例えば広陵町に財産があると。使ってないけども、あるというそういうために全町民が何らかのその負担をする。例えば1割とか2割、100円とか200円ぐらいの負担をするという考え方があっていいのと違うかな。全部じゃなくて、このランニングコストの8割ぐらいはその利用者が負担したらええんちゃうのと。あとの2割は別に全町民がみてもいいのと違うのという考え方があっていいのではなかろうかなというふうに思います。

○委員長　　今ワガ委員がおっしゃってるのは、これ7ページのこういうところの部分で、例えばA案、B案とかいうところの。

○岡田委員　　はい、はい。そうですね。

○委員長　　80%、20%・・・こういうところの・・・のことをおっしゃってるわけですね。

○岡田委員　　はい、はい。その辺もね。その・・・で決めるんじゃないくて、その辺の何か考え方も何か統一して示していただけると判断はしやすいなというふうには思

います。今そのいろんな事例しか多分ないと思うんやけど、その減免する理由は、今この体育館の利用料の改定をするというのも、何で今の時期かなというふうに考えると、ずっと前を見て、そういった中で、何で今なんやと。ただ1つは、その今年の6月に自治基本条例ができて、その中にいろいろ書かれて、やっぱりその学んだことをみんなに伝えたり、スポーツ行政を通じて何かスポーツを広めたり、全町民のためになる、そういうようなそういうことから4年度対象にするんだというような、何かそういう理屈づけがあってもいいんと違うかなとは思いますが。何かまとまりがなくて、すみません。

○委員長 おっしゃってること物すごく分かる。例えばスポーツ振興という形で、どういうふうに周りに与える影響ということをどういうふうにして計算するかという事ですよね。

○男性委員 はい。

○男性委員 お聞きしたいんですけどね・・・先ほど協会に入っていない人は予約も取りにくい、いわば減免もある。協会に入ろうと、例えばバレーボールやその協会に入ろうと思ったら、どういう手続が要る。

○事務局 協会に入るとか入らないとかっていうそういうのはなくて、各区ごとに16部があるんですけども、部に入るっていうのは、その登録されてる団体に入っている感じですかね。活動に参加されるという。バレーボールやったらバレーボールのその体育協会が認めてるといふかところに入れば。

○男性委員 ……入れるんですかということ。

○事務局 その活動に参加することだけだと思います。

○男性委員 活動に参加する。

○事務局 チームとして参加、入ると。

○男性委員 例えば広陵町のスポーツ協会なんかのバレーボール部って1つしかないんですか。そういうこと。

- 事務局　　まあ部は1つですね。
- 男性委員　　部は1つ。
- 事務局　　はい。
- 男性委員　　そのバレー、広陵町のスポーツ協会が。
- 事務局　　の中に各チームがございまして。
- 男性委員　　バレーボールのチームに入らなあかんと。
- 事務局　　そうですね。はい。そういうことになります。
- ・・・　　それバレー部が認めたら、それでええということ。認めたらいうか、そういう一緒に活動をやりたいと言うて拒まへんかったら、その中に。
- 事務局　　そうです。
- 男性委員　　そこの基本が分かってないので・・・分かってない。
- 女性委員　　そこも本当に曖昧でして、子供たちのチームも登録させていただきたい、子供たち全員が広陵町の子ですので、登録させていただきたいっていうことをお願いしたいんですけども。
- 男性委員　　どこの・・・。
- 女性委員　　バドミントンなんですけれども。
- 男性委員　　どこの・・・登録させていただきたいのは、どこへ言うの。
- 女性委員　　体育協会のバドミントン部の中に区長さんがおられて、その方にお伺いしたんですけども、今はできないと。
- 男性委員　　今はできない。
- 女性委員　　その理由はないんです。ない。ただ多分察するに、バドミントン部の中に先ほどおっしゃられたバレーボールのことではないですけども、その広陵町バドミントン部の中に各チームが存在しておりまして、多分そのチーム数が多過ぎて、言ったら減免で使えるチームが増えてしまうので、あえて新規で増やせないというのが実情なのかなと。こちらが勝手に察するところ、想像してる場所なんですけれど

も。

○男性委員 チームは何十個ぐらい今あるか御存じ。バドミントンで言ったら。

○女性委員 最初に言われたそのスポーツ少年団やお手伝いであるとか、こういう春期大会であるとか大会の運営のお手伝いをするを前提に体協登録できるとお伺いしたチームで、今現在、本当にお手伝いをしたりとかしてるチームは本当に三、四チームしかありませんが、実際はもっと存在してるようでして、私もそこは事務局の方ではないので分からないですけども。

○男性委員 でも、減免の話は、事務局としては減免の話は後の話ちょっと・・・してたりと。そんなんできひん・・・違うわな。そういう中途半端なことしたらあかんねん。ちょっとな。意見な。

それともう一つは、スポーツ協会の実態、もうちょっと調べて教えて。

○事務局 分かりました。

○男性委員 減免してるんだから。

○事務局 減免については、この時間の中ですと、次の機会にという思いで言わせていただいたんです。

○男性委員 ...と書いてあったけど、それは...実際あって、どういうところがどういう活動しててとか分かる範囲で教えて。

○事務局 次回の資料につけさせていただきます。今ちょっと。

○男性委員 減免をするという得点を与えてるんでしょう。1年前から予約できるという得点を与えてるんでしょう。得点を与えてる団体がどういう活動して何のためにこの得点を与えてるのかいうぐらい・・・なかったら、単なる差別やん。そうやろう。問題意識しっかり持ってやってね。

○事務局 はい、分かりました。資料がまだできなかったのも、今回はこの料金を中心にと思って言わせていただきました。

○男性委員 思ってるだけじゃないよ。

○事務局　分かってます。次回に。

○男性委員　もう・・・言葉悪い。

○事務局　次回の資料には使わせるように準備はさせていただきますので、すみませんでした。

○男性委員　今、減免の話が出とんですけども、・・・で言えば、確かに言えば1,500円ですよ。減免した分は、あとはその全体、税負担で見るとですよということなんですな。だから、1,500円が減免分だけ上乗せして2,000円になるということではなくて、減免したら、その分はその税負担になるんですねということですか。

○事務局　そうですね。その分は公費ということで公益・・・なりますね。はい。

○委員長　でも、公費はいろんな・・・税金なんでしょうけれど、今の国からの・・・もある。

○事務局　今整理させてもらいますと、確かに考え方はいろいろありますけども、この原価計算のこのとおり、仮に1,500円を頂くとすれば、あと減免の考え方も、これ次回しっかり検討しやあなあきませんねんけども、減免するかいうて1,500円が一般の方だけに求めて、それを仮に2,000円とか2,500円をもらうと、そういうふうなことはやっぱり現実的ではないと思いますので、その辺はそっちへすぐ転嫁するということはおかしいかなと思います。

あとさっきおっしゃっておられた、やっぱり町外の方の、言うたら正規の手続によらずというのか、これはもう利用者の意識やと思いますけれども、実際その町外の方が安いから申請のときにさえ、そうやって名前貸してもうたらできると。これもやっぱりオブラートに包んでおくわけにいきませんので、どこまで認めるか。例えて言うたら、近隣だけを認めやんと、1つのスポーツの団体が練習すらできないというようなこともあり得ると思いますので、その辺のところもやっぱりいろいろ御意見もいただければと思います。全てを厳格にばちっとというようなところはなかなかできない



と思いますけれども、今使っておられる実態というのは、もうお気づきいただいているように、やっぱり同一の方、もしくは団体が・・・も継続してヘビーユーザーとは言いませんけれども、そういうふうな使い方になってる部分があると思いますので、使いやすくするということの御意見もいただきましたので、そういう考え方も実際手続としてできるのかどうかというのも現下でしっかりと確認というか対応もさせてもらわなというふうには私も今感じました。そういうところでございます。

○男性委員　すみません。もう多分・・・思ってる。個人的にテニスを愛する者としてしましては。どうもやっぱりテニスコートの500円がそのままというのは・・・そうしましうね言うても違うと思いますので、ずっと腑に落ちないのはそこなんです。自分が利用してる部分が多くあるのでね。それを体育館で使ってる人も・・・に使われてるとしか考えられない自分がいてるのかなと。・・・しいんかなと・・・分からないですけども、その辺をこのスポーツはあれで、このスポーツがどうのとか、テニスはテニスコート、使えないって、それはもう重々分かってます。ほかに・・・の多目的に使えるそのスポーツでやってますから多目的に使えるし、晴れたらお子さんを遊ばせるのもテニスコートはあかんけど、体育館は遊ばせますよ。それから言うと、利用者の幅は全然違うんですけど、でも、やはりそういうのがばっと出てきたときに、これが公になったときね。やっぱり・・・悪いですが、テニスしてる人にとっては、やっぱり疑問が出てくるんじゃないかな。私みたいな感じで出てくるんじゃないかなと。こんだけ差があるのに、テニスコートはこのままで、やっぱりこのまま行っても・・・じゃないけども、ずっと黒字じゃないけども、多くもらってるという・・・ね。そここのところをやっぱりある程度いろんなね。全面いろんな利用される方を対象に、その辺のところをやっぱり納得してもらえそうな形で出てくればね。それはその分でテニスしてる方も、これならええやろと思ってるというような感じのことを次回・・・考えていきたいなと思っております。その辺がやっぱりね。どんなところから、どの立場でいろいろと考えて答えられるかどうかというのを、僕たちも考えなあかんの

違うかなと思っています。個人的に言うていくと絶対そんな人がやっぱり住んでおられるわけですから、その辺のところをやっぱり説明できるようにね。いろんな資料を今日は頂きまして、全然分からなかった部分が知れたという。でも、まだまだやっぱり僕もいろいろと体育協会も参加してましたし、の部長もしてましたので、やはりいろいろありましたけれども、本音のところ自分たちも曖昧にしてきたところもやっぱりあるのかなという部分で、これをきっかけにやっぱりある程度是正できるように、金額だけじゃなくてできたらなというふうに。いろいろとテニスでも・・・されてますけども、もう40年も前の話になってくるので、スポーツ少年団ができるときに、指導者になってくれんねやったら、この後でちょっと減免してもらいましょうとか、いきさつは多分いろんな各部ごとでまた違ってくると思うんです。そんなんも勘案してやっぱり考えていかなあかんのかなと思います。テニスコートにつきましては・・・ですけど、その各・・・がね。・・・思いますけども、またいろいろと考えさせていたいただきたいと思います。

○委員長　・・・委員がおっしゃるとおりやと思うんです。ただ、これ今のところ・・・たんですけども、まず中央体育館のところをきちっと決めていかないと、全体的なもの、グラウンドのものもいろいろできてますけども、そういうものも決まっていかないですね。だから、まずここをしっかりとすることかなって思いますので、私、途中で違うところへ行った可能性もあるので、申し訳ないです。ところが、最初のその部分、体育館、中央体育館の場合は、何かを基準にこう話せるようにすることかなと思います。やはりその中で・・・させていただいて、またほかの体育館をどうするか、それに準じていくわけで・・・その辺・・・かなと思います。よろしいでしょうか。

ほか何かございませんでしょうか。

○事務局　すみません。委員長。今日の議論の最中でしたので、この・・・言えませんでしたけど、教育長がどうしても時間の関係で奈良に会議がございまして、先に入っていた会議でございまして、途中で中座させていただきました。申し訳ござ

いませんということ。

○委員長　それでは、議事の第3号、その他に移りたいと思います。委員の皆さんか事務局から何かございませんでしょうか。

議長から連絡とかありますか。

○事務局　事務局なんですけれども、次回の第3回の検討委員会の日程を決めていただければと思っております。一応予定では12月に、もう一度だけ今日お話しさせていただいたものを。

○・・・　・・・ではできへん。多分次検討して、年明け。

○事務局　そうです。今年です。今年だけ、今年の12月に1回だけもう一度させていただいて、また来年度、来年度違いますね。1月にも開催させていただきたいと思っております。もう年末年始という、年末になりますので、それまでの期間の日程で。皆さん、どうですか。

○委員長　どれぐらい何か・・・御都合がよろしいですか。・・・はこういう。

○事務局　そうですね。まあ一月後ぐらいが一番、お仕事もされておられる方もいらっしゃるのでは調整がつくのかなと思うのですが。

○事務局　12月議会がございまして、議会は21日に最終日の予定ですので、とんでもないことがない限り21日には12月議会は終了すると。

○委員長　例えば23日の木曜日はいかがですか。

○男性委員　できたら午後をお願いしたい。

○男性委員　私、大丈夫です。

○委員長　午後1時とか。

○事務局　23。

○委員長　3は木曜日です。

○男性委員　木曜日。

○事務局　23がこの部屋が今埋まっております、お昼からですね。23のお昼

から、1時からで。23の昼からは空いております。もし23でよければ。

○男性委員 13時から。

○男性委員 午後1時。

○事務局 すみません。こちらの都合ですが、22日はどうでしょう。

○委員長 私は行けるのですが、副委員長。

○事務局 委員長じゃなく、委員長は行ける。

○委員長 じゃ、22日の午前中はよろしいでしょうか。

○男性委員 行ける。は行ける。

○事務局 はい。この間は空いております。

○事務局 申し訳ございません。23日は申しましたように、教育支援委員会というようなものがございまして、どうしても午後から都合が先に入っております。22日というところでお諮りをいただいたら、一番幸いです。

○委員長 22日10時から。

○事務局 はい。では、22日の10時から、またこの同じ部屋で開催させていただきたいと思います。今日いただき。

○女性委員 1月の上旬ってなってたのかなと思うんですけど、1月は22日の次の日の・・・。

○事務局 1月の上旬はしんどいと思いますけども。

○女性委員 予定ではそうだったと思ったんですけど。

○事務局 はい。それはこの料金改定については、議会に条例改定として出さなありませんので、その日程を単純に言いますと、その書類を早く所管に出さなければならぬということで、もうちょっと余裕はあると思いますので。1月は、また12月の段階で調整をさせて、お忙しい年末年始、みんなお忙しいんですけど、それでお願いしたいと思います。

○委員長 確定したのは12月22日水曜日の10時からということで、ここの場

所でよろしいですか。

○事務局 はい。この場所でええねんな。

○事務局 この場所をお願いします。

○委員長 長時間にわたりありがとうございました。・・・御協力ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。